

令和7年 第9回 津久見市農業委員会定例会議事録

1. 開催期日 令和7年10月7日（火）
2. 開催場所 津久見市役所 大会議室
3. 開催時間 9時55分～11時00分
4. 出席委員

出席委員			欠席委員		事務局		
1番	瀬戸口 弥栄子	君	2番	石井 嘉一郎	君	局長	野々下 直人
3番	五十川 正文	君				主幹	中野 利枝
4番	上 杉 益美	君				アドバイザー	浅田 誠治
5番	樋口 寛司	君					
6番	松尾 長生	君					
7番	渡邊 秀寿	君					
8番	岩崎 達也	君					
第1地区	上野 博明	君					
第2地区	大杉 栄一	君					
第3地区	前野 茂樹	君					
第4地区	加藤 尚喜	君					
第5地区	祖田 宗重	君					
第5地区	仲尾 次生	君					
第6地区	川野 喜一	君					
第7地区	佐藤 梅太郎	君					

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名について
第2 会議書記の指名について
第3 議案審議
議案第21号 現況証明書（非農地証明書）の発行について
議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第23号 津久見市農用地利用集積等促進計画について
議案第24号 津久見市農業振興地域整備計画の変更について

会議開会時間 9時55分

事務局 皆さん、おはようございます。

ただ今から令和7年第9回定例会を開催いたします。本日は、石井委員が都合により欠席となっております。それでは、会長、挨拶をお願いします。

会 長 皆さん、おはようございます。
 本日は案件が多いですが、ご審議のほどよろしくお願いします。

事務局 本日、委員 8 名中、出席者 7 名で定例会は成立しています。
 それでは、津久見市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっ
ておりますので、以降の議事の進行は渡邊会長にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。まず議事日程第 1 の議事録署名委員の指名を行います。
津久見市農業委員会会議規則第 1 3 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議
長から指名させていただきますことにご異議はありませんか。

【「異議なし」との声あり】

 それでは（1 番）瀬戸口 弥栄子委員、（4 番）上杉 益美委員、よろしくお願
いします。

 議事日程第 2 の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務
局職員を指名します。

 議事日程第 3 の議案審議に入ります。

事務局 議案第 2 1 号の議案書をご覧ください。現況証明書（非農地証明書）は 3 件です。
まず 1 件目です。議案書をもとに説明します。

【議案第 2 1 号の 1 件目について議案書と写真をもとに朗読と説明】

【1 件目】

- | | |
|---------|---------------------|
| ・土地の所在地 | 津久見市大字下青江字田平東3788番 |
| ・登記地目 | 畑 |
| ・現況地目 | 私道 |
| ・登記面積 | 366.00㎡ |
| ・土地の所在地 | 津久見市大字下青江字田平東3789番2 |
| ・登記地目 | 畑 |
| ・現況地目 | 住宅（非住宅用地） |
| ・登記面積 | 112.00㎡ |

・土地の所在地 津久見市大字下青江字田平東3766番
・登記地目 畑
・現況地目 原野
・登記面積 119.00㎡

・土地の所在地 津久見市大字下青江字徳ノ尾3923番ほか1筆
・登記地目 畑
・現況地目 原野
・登記面積 488.00㎡
・申請人 ●●●● 大分市中島中央●丁目●番●号

地番3788番及び3789番2については、●●●●●●●●(株)の敷地内に位置し地目が畑という認識がなく、道路、給油所となってしまったもの。
現在も、会社内の道路・給油所用地等となっている。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いします。

【地区担当委員より、現地調査の結果を報告】

第5地区 9月16日に事務局と現地確認に行きました。●●●●●●●●(株)の敷地内にありまして、給油スタンド及び道路となっております。●●●●●●●●(株)の●●さんより境界の説明があり、給油スタンド等の敷地はセメント舗装され既に整地されておりました。申請人から始末書が提出されており、また山手の方は議案書の8ページと9ページの写真のように山林となっております。この状況を見ますと非農地は致し方ないと思いますので審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第21号の1件目については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので、議案第21号の1件目については原案のとおり決定しましたので、証明書を発行することといたします。

事務局 続いて2件目です。議案書をもとに説明します。

【議案第21号の2件目について議案書と写真をもとに朗読と説明】

【2件目】

- ・土地の所在地 津久見市立花町3797番1
 - ・登記地目 畑
 - ・現況地目 原野
 - ・登記面積 366.00㎡
 - ・申請人 ●●●●●● 津久見市大字津久見●●●●番地
- 30年以上前より耕作しておらず、耕作する者もないため、現在、耕作放棄地となっている。

議長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いします。

【地区担当委員より、現地調査の結果を報告】

第3地区 場所は津久見小学校のちょっと上の所です。9月18日に事務局と現地確認に行きました。道路沿いにある土地で、周りに迷惑をかける事もないので、申請どおり認めてもいいんじゃないかと私は思います。

審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第21号の2件目については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので、議案第21号の2件目については原案のとおり決定しましたので、証明書を発行することといたします。

事務局 最後に3件目です。議案書をもとに説明します。

【議案第21号の3件目について議案書と写真をもとに朗読と説明】

【3件目】

- ・土地の所在地 津久見市大字千怒字孫田2004番
- ・登記地目 畑
- ・現況地目 駐車場
- ・登記面積 7.58㎡
- ・申請人 ●●●●外2名 津久見市大字千怒●●●●番地

50年程前、農道ができた時に農業用駐車場にした。現在も農業用駐車場となっている。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いします。

【地区担当委員より、現地調査の結果を報告】

第1地区 約50年前に農道が整備された時に、ここもセメント舗装をして整備したということです。理由としては、この場所がちょうど農道の狭い所で、離合もできない。また、作業をするのに車も置けないのでセメントで舗装をしたと聞いております。

現在は、離合場所になったり、本人が農作業する際に軽トラを止めたりしています。審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第21号の3件目については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので、議案第21号の3件目については原案のとおり決定しましたので、証明書を発行することといたします。

事務局 議案第22号の議案書をご覧ください。農地法第3条の許可申請（所有権移転）は5件です。議案書をもとに説明します。まず、1件目です。

【議案第22号1件目について議案書と写真をもとに朗読と説明】

- ・土地の所在地 津久見市大字千怒字孫田2008番4
 - ・登記地目 畑
 - ・現況地目 畑
 - ・転用面積 83.00㎡
-
- ・土地の所在地 津久見市大字千怒字松葉山2674番1
 - ・登記地目 畑
 - ・現況地目 畑
 - ・転用面積 937.00㎡
-
- ・譲受人 ●●●● 津久見市大字千怒●●●●番地
 - ・譲渡人 ●●●● 津久見市大字千怒●●●●番地
 - 大分市明礪町●丁目●番●●号ー●●●●号
 - 中津市沖代町●丁目●番●号
 - ・理由 (譲渡理由) 耕作困難
(譲受理由) 畑として維持管理し、耕作するため

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いします。

【地区担当委員より、現地調査の結果を報告】

第1地区 この農地ですが、苗木とかを植えていますが耕作がちょっと不可能になっていて、かなり前から譲受人に耕作等をお願いしていたということです。今回、その譲受人さんが、荒地にする訳にはいかないというので、その場所を買おうかという事になりましたので、審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手を願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第22号の1件目について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので、議案第22号の1件目は原案のとおり決定しましたので、許可書を発行することといたします。

事務局 続いて、議案第22号、農地法第3条の許可申請（所有権移転）の2件目です。

【議案第22号2件目について議案書と写真をもとに朗読と説明】

- ・土地の所在地 津久見市大字千怒字大岩本2337番
- ・登記地目 畑
- ・現況地目 畑
- ・転用面積 859.00㎡

- ・土地の所在地 津久見市大字千怒字カンマイ2512番4
- ・登記地目 畑
- ・現況地目 畑
- ・転用面積 99.00㎡

- ・譲受人 ●●●● 津久見市大字千怒●●●●番地
- ・譲渡人 ●●●● 佐伯市大字鶴望●●●●番地●
- ・理由 (譲渡理由) 耕作困難
(譲受理由) 畑として維持管理し、耕作するため

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いします。

【地区担当委員より、現地調査の結果を報告】

第1地区 はい。ここは、●●●●さんが所有してた土地なんですけど、お亡くなりになりました。その後、数カ月は色々と耕作者等を探したんですが、この譲渡人のご意向は借すよりも買ってもらえないかということで、引き続き動いてましたけど、この農地だけがどうしても決まりませんでした。ここは、モノラックも倉庫もあって、果研6号を植えているんですが、昨年、ちょっとみかんバエが出て、その後、黒点病も出るのではと心配されたので、譲受人に頼んで予防してもらったり、他の園地も含め手当をしてもらいました。そのお陰で何とか乗り切ったんですけど、最終的には譲受人さんが購入し引き継ぐこととなりました。

もう1件の農地についてですが、ここはもう山の中で相当荒れていまして、もうどうしようもない場所ではありましたが、木を切って整備をして今、石地がちょっと植わっているんですけど、全体的に面積が狭いので全部木を切ってみかんを作ろうということになりました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手を願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第22号の2件目について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので、議案第22号の2件目は原案のとおり決定しましたので、証明書を発行することといたします。

事務局 続いて、議案第22号、農地法第3条の許可申請（所有権移転）の3件目です。

【議案第22号3件目について議案書と写真をもとに朗読と説明】

- | | |
|---------|--|
| ・土地の所在地 | 津久見市大字網代字坂田997番ほか1筆 |
| ・登記地目 | 畑 |
| ・現況地目 | 畑 |
| ・転用面積 | 230.00㎡ |
| ・譲受人 | ●●●● 津久見市大字網代●●●番地 |
| ・譲渡人 | ●●●● 津久見市大字上青江●●●●番地 |
| ・理由 | (譲渡理由) 耕作困難
(譲受理由) 畑として維持管理し、耕作するため |

議長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いします。

【地区担当委員より、現地調査の結果を報告】

第7地区 この土地は、譲受人さんの家のすぐ隣で、片方の土地は既に譲受人さんが耕作しています。三角地の方は現在荒地となっております。譲渡人さんも承諾していますので、全然問題ないと思います。

議長 ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手を願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第22号の3件目について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので、議案第22号の3件目は原案のとおり決定しましたので、証明書を発行することといたします。

事務局

続いて、議案第22号、農地法第3条の許可申請（所有権移転）の4件目と5件目については、関連がありますので一括して説明いたします。

【議案第22号4件目と5件目について議案書と写真をもとに朗読と説明】

【4件目】

- ・土地の所在地 津久見市大字千怒字古川7226番ほか1筆
- ・登記地目 畑
- ・現況地目 畑
- ・転用面積 384.00㎡
- ・譲受人 ●●●● 津久見市大字千怒●●●番地
- ・譲渡人 ●●●● 津久見市大字千怒●●●●番地
- ・理由 (譲渡理由) 耕作困難
(譲受理由) 畑として維持管理し、耕作するため

【5件目】

- ・土地の所在地 津久見市大字千怒字古川7229番
- ・登記地目 畑
- ・現況地目 畑
- ・転用面積 49.00㎡
- ・譲受人 ●●●● 津久見市大字千怒●●●番地
- ・譲渡人 ●●●●● 津久見市大字千怒●●●●番地
- ・理由 (譲渡理由) 耕作困難
(譲受理由) 畑として維持管理し、耕作するため

議長

ただいまの事務局の説明に関連して、私の方から報告をします。

議案書70ページと82ページの写真にもあるように、赤い枠と黄色い枠は譲渡人さん親子の土地で、もう手放したいという事で、道路沿いの畑が荒れるのも問題があるのかなということで、譲受人さんが、それなら自分がここで何か植えましようという事で売買の話になりました。この赤色枠の土地と、黄色枠の土地と、枠がない土地とがありますが、ここは区画整備内でもありますので、その影響で現状がこのようになっているものです。その辺も含めて審議していただければと思います。
この件について事務局の説明を含めて発言のある方は挙手を願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第22号の4件目と5件目について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので、議案第22号の4件目と5件目は原案のとおり決定しましたので、証明書を発行することといたします。

事務局 議案第23号の議案書をご覧ください。「津久見市農用地利用集積等促進計画」については5件あります。関連がありますので1件目から3件目について一括で説明します。

【議案第23号 「津久見市農用地利用集積等促進計画」の1件目から3件目について議案書と写真をもとに朗読と説明】

【1件目】

・土地の所在地	津久見市大字千怒字カシヤ山806番
・登記地目	田
・現況地目	畑
・面積	79.00㎡
・借受者	●●●● 津久見市大字千怒●●●●番地
・貸付期間	10年

・土地の所在地	津久見市大字千怒字カシヤ山828番1
・登記地目	畑
・現況地目	畑
・面積	94.00㎡
・借受者	●●●● 津久見市大字千怒●●●●番地
・貸付期間	10年

・土地の所在地	津久見市大字千怒字神ノ谷870番1
・登記地目	田
・現況地目	畑
・面積	229.00㎡
・借受者	●●●● 津久見市大字千怒●●●●番地
・貸付期間	10年

【2件目】

- ・土地の所在地 津久見市大字千怒字山ノ口3862番1ほか3筆
- ・登記地目 畑
- ・現況地目 畑
- ・面積 996.00㎡
- ・借受者 ●●●● 津久見市大字千怒●●●●番地
- ・貸付期間 10年

- ・土地の所在地 津久見市大字千怒字山ノ口3874番ほか2筆
- ・登記地目 田
- ・現況地目 畑
- ・面積 526.00㎡
- ・借受者 ●●●● 津久見市大字千怒●●●●番地
- ・貸付期間 10年

【3件目】

- ・土地の所在地 津久見市大字千怒字通山2048番1ほか4筆
- ・登記地目 畑
- ・現況地目 畑
- ・面積 1667.97㎡
- ・借受者 ●●●● 津久見市大字津久見●●●●番地の●●
- ・貸付期間 10年

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いします。

【地区担当委員より、現地調査の結果を報告】

第1地区 はい。まず、1件目の●●さんですが定年退職した後の新規就農2年目なのですが、ちょうど千怒越トンネルの上に奥さんの方の畑がありまして、そこで石地を植えてみかんの栽培をしております。ここは非常に狭い場所なんです、そういう時に、●●●●さんがお亡くなりになった後の耕作者を探してまして、借受者の●●さんの畑が2か所隣接していたので、そこに石地をそのまま作ろうという事になりました。手入れに4カ月程度かかりましたが、予防を先にしていただいたりしてこの土地は解決しました。また、その土地から少し下に三角地があつてですね、そこが、ちょうど近所の人たちが草が生えて困るという事だったので、借受者の●●さんに、ここも作ってくれないかをお願いをしたらOKをいただいたというのが、1件目の内容です。

2件目は、千怒の日見トンネルの手前右側に「はるみ」の荒れた園地がありまして、ここにはまだ「はるみ」が植わっていて木はまだ良い木と悪い木があるんですが、借受者の●●さんに今の仕事を退職したらここで作ってくれないかとお願いしたら、借受者の●●さんの奥さんがこの日見トンネルの上でサンクティーンを作っていますから、ちょうど良いのではということで了解をいただきました。

3件目ですが、議案書の100ページの字図にあるように、間にですね他の人の園地があって、そこにモノラックがずっと走っているんですけど、そのモノラックは許可を取って走っています。2件目の借受者の●●さんの紹介もあり、3件目の借受者の●●さんに奥さんと一緒に園地を見に来てもらった結果、ここは中山間に入っていないけど平地なので作れるなという事で、かなり広い「はるみ」の園地ですが一応、作っていただけることとなりました。

お亡くなりになった●●さん関連の園地が、あと何カ所もあってですね、その内の2カ所がまだなかなか決まっていんですが、他の3カ所はもう作れる状況じゃなかったんで渡邊会長と一緒に木の伐採をしてですね、みかんバエが出ないように状況を作って、その約3カ月間はちょっと大変で、農業委員を辞めた方が良かったかなぐらい仕事が忙しくてですね、まだ全部は片付いていませんけど、一応息子さんの名義になっている千怒の方での園地部分は、何とか処理できたということで、以上3件について皆様方に審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございます。お亡くなりになった●●さんが色々手広く作っていたんですが、やっぱり後を継ぐ人がいないということで、皆さんに相談をして今日に至ることとなりました。

まだ千怒にも後なかれの畑が点々とありまして、それを、どう対応した方が良いのかということも、ちょっと問題になっておりますので、今日のことも含めて皆さんで協議していかなければと思います。

この件について発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第23号の1件目から3件目について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議 長

全員賛成ですので、議案第23号の1件目から3件目は原案のとおり承認しましたので、「異議がないもの」とし、その意見を津久見市へ回答いたします。

事務局

続いて4件目と5件目については、関連がありますので一括して説明いたします。

【議案第23号 「津久見市農用地利用集積等促進計画」の4件目から5件目について議案書と写真をもとに朗読と説明】

【4件目】

- ・土地の所在地 津久見市大字堅浦字横浦1315番1ほか3筆
- ・登記地目 畑
- ・現況地目 畑
- ・面積 1966.98㎡
- ・借受者 ●●●● 津久見市大字堅浦●●●番地
- ・貸付期間 15年

【5件目】

- ・土地の所在地 津久見市大字上青江字尾崎3012番
- ・登記地目 畑
- ・現況地目 畑
- ・面積 727.00㎡
- ・借受者 ●●●● 津久見市大字堅浦●●●番地
- ・貸付期間 20年

- ・土地の所在地 津久見市大字上青江字丸山3148番1ほか4筆
- ・登記地目 畑
- ・現況地目 畑
- ・面積 1,485.00㎡
- ・借受者 ●●●● 津久見市大字堅浦●●●番地
- ・貸付期間 20年

議長

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いします。

【地区担当委員より、現地調査の結果を報告】

第6地区

借受者の方とは現地で何度も話はしております。

植わっていた「ひょうたん」は全部伐採しております。これから伐根するのかは分かりませんが、伐根するようになれば、また重労働で大変じゃないかなという事を話しております。今のところは木を切って美しくしておりますし、他に気になる所ありませんし、本人も頑張っているという事と、お父さんも手伝っているので仕事の方も少しずつですが順調のようです。以上です。

第5地区

ここは、本当によく手入れされていました。

●●●さんから●●さんへ貸し出されるという事なのですが、当日、借受者から園地の説明を受けまして、非常に前向きに取り組む姿勢が見受けられましたので、審議の程よろしくおねがいします。

そして、108ページの貸付調書のNo.2からNo.6までは全て隣接しておりますがここはサンクィーンが植わっておりまして、うち4本がデコポンが植わっておりまして。この園地もよく手入れされておりまして、ちょうどその時、県の指導員が来ておりまして、借受人がやる気満々なので良い人に貸していただいたと言っております。問題ないと思いますので、審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第23号の4件目と5件目について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議 長

全員賛成ですので、議案第23号の4件目と5件目は原案のとおり承認しましたので、「異議がないもの」とし、その意見を津久見市へ回答いたします。

事務局

議案第24号の議案書をご覧ください。「津久見市農業振興地域整備計画」の変更についてです。127筆あります。

中山間地域等直接支払制度への加入のため及び基盤整備事業を行うため、農用地区域へ編入するものです。議案書をもとに説明します。

【議案第24号について議案書と写真をもとに朗読と説明】

- | | |
|---------|-----------------------|
| ・土地の所在地 | 津久見市大字津久見字谷川1085番ほか5筆 |
| ・登記地目 | 畑 |
| ・現況地目 | 畑 |
| ・面 積 | 5,443.00㎡ |
| ・変更理由 | 中山間地域等直接支払制度への加入のため |

- | | |
|---------|-----------------------|
| ・土地の所在地 | 津久見市大字日見字冠407番2ほか120筆 |
| ・登記地目 | 雑種地 |
| ・現況地目 | 雑種地 |
| ・面積 | 32,985.58㎡ |
| ・変更理由 | 基盤整備事業を行うため |

議 長 ただいまの事務局の説明に加えて、この件については浅田アドバイザーから説明をお願いします。

【浅田アドバイザーから議案内容の説明】

議 長 ただいまの事務局説明及び浅田アドバイザーからの説明について、発言のある方は挙手を願います。

6 番 基盤整備事業の網代地区ですが、そこはすごい風が吹きます。果たして、そこで柑橘が育つのか疑問です。近くに漁港があって防雨柵等が整備されていますが、強風が吹いたら船が吹き飛ぶと言われています。

浅田アドバイザー そういう話は聞いておりますので、一応、防風林を海岸の方に植栽する予定にしております。

それと、昔から柑橘栽培をしてきた場所なので、ある程度強い風が吹いたとしても、倒れるまではいかないと思います。

議 長 他に発言のある方は挙手を願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第24号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 全員賛成ですので、議案第24号は原案のとおり承認しましたので、「異議がないもの」とし、その意見を津久見市へ回答いたします。

以上をもちまして、津久見市農業委員会第9回定例会を閉会いたします。

会議閉会時間 11時00分

津久見市農業委員会会議規則第13条の規定により会議録を作成し、署名する。

令和7年10月7日

津久見市農業委員会会長 渡 邊 秀 寿

議事録署名委員 瀬戸口 弥栄子

議事録署名委員 上 杉 益 美